

## ○ あきる野市におけるパブリックコメントに関する指針の考え方

### 第1 目的

この指針は、あきる野市（以下「市」という。）におけるパブリックコメントに関して基本的な事項を定め、政策形成過程への市民参画の機会を拡充するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民に開かれた市政を推進することを目的とする。

#### 【考え方】

あきる野市におけるパブリックコメントは、この指針に基づいて実施します。

市が意思決定する際の政策等の公表と責任ある説明により、「行政運営の公正の確保と透明性の向上」を図るとともに、市民等の意見募集による「政策形成過程への市民参画の推進」を目的としています。

### 第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリックコメント** 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定等する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) **実施機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

#### 【考え方】

- ① 「パブリックコメント」とは、市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等を策定等するに当たり、事前にその内容等を公表して、市民等から意見を募集し、提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、その意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続です。
- ② これらの実施機関が最終の意思決定機関である場合には、この意思決定をもって政策等を決定しますが、条例等で議会の議決を必要とするものについては、意思決定を経て作成した条例等の案を議案として提出します。
- ③ 政策等の案を作成する過程において、市民アンケートなどにより意見募集等を行うことがあります。その場合においても、第3に規定する政策等については、意思決定を行うまでの間にパブリックコメントを実施します。
- ④ パブリックコメントを実施する時期は、通常、最終案を確定する前ですが、政策等の内容によっては、中間の段階や基本的な方向を定める時点で実施したり、一つの案件でも、複数回実施したりすることが考えられます。
- ⑤ この指針の目的からすると、「市民等」を市の区域内に在住・在勤・在学する者や事務所等を有する個人・法人その他の団体又はパブリックコメントの対象となる政策等に利害関係を有するものに限定してもよいのですが、行政活動が広域化している状況や市政に関心があるものに対し、広く市民以外にも意見が提出できるようにすることで、市政の活性化やより質の高い政策づくりができるようにします。

なお、平成14年度から実施している「市長への手紙」についても、市民との協働のまちづくりの初期段階として、市民から市長に対して、直接、意見や提案、要望等を提出することにより、市民参加の機会を提供し、積極的に市民の意見等を市政に反映させることを目的として導入していますが、市政の活性化やより質の高い政策づくりを進めていくため、市の区域内に在住等する者に限定をしていません。

### 第3 対象

パブリックコメントの対象とする政策等の策定等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画の策定若しくは改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改正
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の賦課又は徴収に関するものを除く。）の制定又は改正
- (4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

#### 【考え方】

- ① 政策等がパブリックコメントの対象であるかどうかは、当該政策等の担当部署がこの指針の趣旨に基づいて判断します。その判断（パブリックコメントを行わない場合も含む。）の説明責任は、担当部署が負います。
- ② 「市の基本構想、基本計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画」とは、市の基本構想や基本計画のほか、将来の市における施策展開の基本方針や基本的な事項を定める方針や計画のことであり、特に、計画、指針のような名称を問いません。  
具体的には、「行政評価マスタープラン」、「行政改革推進プラン」、「国民保護計画」、「男女共同参画プラン」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「環境基本計画」、「地域保健福祉計画」、「障害福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「住宅マスタープラン」、「耐震改修促進計画」、「生涯学習推進計画」及び「子ども読書活動推進計画」等の計画を新しく策定したり、改定したりする場合は、対象になります。
- ③ 各分野における個別地域での道路や河川、公園などの整備事業等は、対象外です。
- ④ 「市の基本的な制度を定める条例」とは、「自治基本条例」や「行政手続条例」、「情報公開条例」のように市政全般にわたって適用される行政運営の基本的な制度を定めるものや、「環境基本条例」、「産業基本条例」のように各分野における施策の基本となる考え方を定めるものをいいます。
- ⑤ 「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項（※1）の規定による条例が該当し、市民等に対し、一定の行為について市への届出を求めることや、一定の行為自体を制限することをいいます。  
具体的には、「あき地の管理の適正化に関する条例」や「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、「自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例」等をいいます。
- ⑥ 「金銭の賦課又は徴収に関するもの」とは、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収のほか、国民健康保険税や介護保険料等の保険料や保育料等の法令に基づく負担金、加入金や過料等も含め、すべての金銭徴収に関するものをいいます。

これらは、市民に義務を課すものに該当しますが、金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合は、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、建設的な意見を期待するパブリックコメントの趣旨に合致しないこと等から対象外とします。なお、地方自治法第74条第1項（※2）においては、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例について、有権者による制定・改廃の対象外とされています。

- ⑦ 「その他実施機関が特に必要と認めるもの」とは、具体的には、「市民憲章」や「平和都市宣言」のように、市政全般における理念等を定めるもの等が該当します。

（※1）地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、政令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（※2）地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

#### 第4 適用除外

次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントの対象としないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要すると認められる場合
- (2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 軽微な改定等であると認められる場合
- (4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (5) この指針に定める手続と同様の手続が法令等により定められており、その手続に従い政策等の策定等を行う場合
- (6) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関等（附属機関に準じる機関を含む。）が、パブリックコメントと同様の手続を経て報告、答申等を行った場合

#### 【考え方】

- ① パブリックコメントの対象となる政策等であっても、実施しないことができる場合を定めています。

パブリックコメントは、その手続の準備から結果の公表まで、一定期間の期間が必要であるため、すべての政策等の策定等でパブリックコメントを実施すると、市政に求められる迅速性、効率性を阻害する可能性もあることから、次の場合には、実施しないことができます。ただし、この場合には、意思決定後、実施しなかった理由やその政策等に関して十分な周知、説明に努めるものとしします。

- ② 「迅速又は緊急を要すると認められる場合」とは、災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制などを短期間に策定等する必要がある場合のように、この手続に要する時間の経過中にその効果が損なわれる場合などをいいます。

- ③ 「実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合」とは、国の法令などの改正内容に従って、その内容を改正しなければならないものや国が全国的な基準を設けるものなど、裁量の余地が少ないものをいいます。
- ④ 「軽微な改定等であると認められる場合」とは、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合で、文言整理や条ずれ等をいいます。
- ⑤ 「地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合」とは、当該規定に基づき、市民から条例の制定について直接請求され、市民が作成した条例案を議会に上程する場合をいいます。この場合は、当該条例の可決を議会が判断するものであり、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する市民の50分の1以上の連署をもって請求された条例であるため、民意も反映されていると判断します。
- ⑥ 「この指針に定める手続と同様の手続が法令等により定められており、その手続に従い政策等の策定等を行う場合」とは、法令等によりパブリックコメントと同様の手続が定められており、その法令等に規定された方法で意見聴取を行う場合をいいます。例えば、都市計画法による都市計画決定等の際に実施する案の縦覧や森林法による森林整備計画の策定等の際に実施する案の縦覧などが該当します。
- ⑦ 「地方自治法第138条の4第3項(※3)の規定により設置する審議会その他の附属機関等が、パブリックコメントと同様の手続を経て報告、答申等を行った場合」とは、附属機関等において、パブリックコメントと同様の方法により、市民等の意見を聴取する手続を経て提出された報告等を基に、政策等を策定等する場合であり、この場合は、その報告等を尊重して政策等を策定等します。

(※3) 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

**第5 政策等の案の公表**

- (1) パブリックコメントを実施して政策等の策定等を行う場合には、政策等の案及び市民等が当該政策等の案を理解するために必要な情報を公表し、市民等の意見を募集するものとする。
- (2) 前号の場合にあっては、次に掲げる事項をあわせて公表するものとする。
- ア 意見の提出期間
  - イ 意見の提出先
  - ウ 意見の提出方法
  - エ その他必要な事項
- (3) 第1号による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、ウによる公表については、政策等の案に替えて、その概要又は閲覧等の方法によることができる。
- ア 担当部署の窓口での閲覧又は配布
  - イ 市役所の情報公開コーナーでの閲覧又は配布
  - ウ 市の広報紙への掲載
  - エ 市のホームページへの掲載
  - オ その他有効な方法

## 【考え方】

- ① 公表する政策等の案については、市で議論を尽くして案がまとまった段階とし、最終的な意思決定を行う前の時点とします。  
また、決定の期限等を考慮し、意見募集の期間終了後、提出された意見について検討する時間を十分確保する必要があります。
- ② 「政策等の案を理解するために必要な情報」は、政策等について市民等に理解を深めてもらい、建設的な意見を提出してもらうためのものですので、当該政策等の案のほか、政策等の案を作成した趣旨、目的、背景及びその概要など、趣旨に沿った情報の公表に努めます。
- ③ 政策等の案を作成するに当たり、附属機関等における審議又は検討に付した場合には、当該審議又は検討の概要が分かるものを公表します。
- ④ 政策等の案の公表に併せて、意見の提出期間、提出先、提出方法なども必ず明らかにします。
- ⑤ 政策等の案の公表は、担当部署の窓口での閲覧又は配布、市の広報紙とホームページへの掲載等により行います。
- ⑥ 市の広報紙による公表において、紙面の制約等により政策等の案の全部を掲載することが困難な場合は、概要の掲載又は政策等の案が直接見られる方法を明記します。
- ⑦ 「その他有効な方法」としては、図書館や五日市出張所などの公共施設での閲覧や配布等が考えられます。政策等の内容により周知の効果や効率性も考慮の上、必要な手法を加えるなど、積極的な周知に努めることとします。  
なお、市役所の情報公開コーナーは、平日のみの公表であり、担当部署の窓口についても、平日のみがほとんどであるため、図書館や公民館等のように休日や夜間に開館している施設への配置に配慮する必要があります。

## 第6 意見の提出

- (1) 意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から14日以上とし、政策等の案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由により14日の期間を確保できない場合は、この限りではない。
- (2) 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。
  - ア 担当部署への書面の提出
  - イ 郵便等による書面の送付
  - ウ ファクシミリによる送信
  - エ 電子メールによる送信
  - オ その他実施機関が適当と認める方法
- (3) 意見を提出するものは、原則として、住所、氏名等（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名等）を明らかにするものとする。

## 【考え方】

- ① 多くの市民等から意見の提出を受けるためには、市民等に政策等を周知して意見を求めるための期間を十分確保するとともに、行政運営上の効率性にも配慮する必要があるため、政策等の案を公表した日から起算して14日以上を設けることとします。
- ② 意見の提出方法は、文書又は電子的記録に限り、電話や窓口等での口頭による聞き

取りは行いません。電話等による口頭での意見を担当部署の職員が書き写す方法では、正確性に欠けるおそれがあることなどから、原則として認めません。ただし、文書又は電子的記録で提出された意見の内容の正確性を期する必要がある場合には、口頭による聞き取りを行うこととします。

- ③ 障害や高齢等のため文書での提出が困難であると実施機関が認めた場合は、例外として口頭での提出を認めます。この場合においては、原則、意見の提出者に担当部署に来て意見を述べていただき、書き写した内容を確認してもらうことなどが必要です。
- ④ 提出する意見に責任をもっていただくため、意見を提出する市民等には、住所、氏名等を明記してもらいますが、性別、年齢等は、政策等を考慮する上で必要な場合に限り、明記を求めることとします。なお、住所、氏名等については、実施状況の公表に際しては公表しません。
- ⑤ 住所、氏名等の記載を求めることにより、意見の提出者に対して個別に回答する義務を負うものではありません。
- ⑥ 氏名等の記載がない意見についても、原則として考慮の対象とします。
- ⑦ 外国人からの意見の提出については、特に、外国人に密接に関係する重要な施策等を除き、提出する言語は、日本語とします。
- ⑧ 電子メールで意見を提出した市民等に対しては、受付した旨を返信するなど、文書又は電子的記録の收受を伝えるよう努める必要があります。

## 第7 意見の考慮

実施機関は、パブリックコメントの手続により政策等を策定等する場合には、市民等から提出された意見を十分に考慮して、意思決定を行うものとする。

### 【考え方】

- ① パブリックコメントの手続は、市民等に政策等の案の賛否を問うものではなく、また、提出された意見を踏まえて必ず修正をしなければならないというものでもありません。あくまで、その意見の内容に着目して意見を検討し、反映できるところは、その意見を反映させて修正等を行い、意思決定する必要があります。
- ② 実施機関が最終の意思決定機関であれば、この意思決定をもって政策等は成立し、議決を必要とするものについては、この意思決定を経た議案を議会に提出します。

## 第8 意見の公表

- (1) 実施機関は、第7の規定により意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。
  - ア 提出された意見又はその概要
  - イ 提出された意見に対する実施機関の考え方
  - ウ 提出された意見を踏まえ、政策等の案を修正したときは、その修正の内容
- (2) 提出された意見のうち、個人又は法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

### 【考え方】

- ① パブリックコメントを実施した場合、政策等の意思決定の段階で、提出された意見を

考慮するだけでなく、修正の有無にかかわらず、原則としてすべての意見とそれらの意見に対する実施機関の考え方を、意思決定後、速やかに（同時期を基本とする。）公表します。ただし、パブリックコメントの対象とした政策等の案と無関係の意見については、公表しません。なお、氏名等の記載のない意見については、原則として公表しませんが、意見の考慮は行い、政策等へ反映したものについてのみ公表します。

- ② 意見数が多い場合やその内容が類似した意見においては、意見の概要の公表や内容ごとに集約するなど、分かりやすく整理した形で公表してもよいこととします。
- ③ 長い文章による意見は、その意見を要約することで、より分かりやすい形にできる場合は、要約することがあります。
- ④ 提出された意見のうち、個人又は法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがあるときや、公序良俗に反するもの、個人を誹謗中傷するような内容のものなど、意見を公表することが適切ではないと判断される場合は、当該意見の全部又は一部を公表しません。ただし、意見の表現を変えることができる場合は、該当する部分を削除したり、適当な表現に変えたりした上で公表することができることとします。
- ⑤ 特定の個人が識別できる情報等は、公表しないだけでなく、あきる野市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。
- ⑥ 意見を提出した市民等の個人又は団体には回答しません。
- ⑦ 意見の公表については、第5第3号に規定する公表の方法を準用し、政策等の案を公表した方法と同様の方法で実施します。なお、その他有効な方法として図書館等の公共施設へ配置した場合には、同様に実施します。
- ⑧ 公表の期間は30日間を基本とします。また、公表による周知の方法は、広報紙とホームページが主なものですが、市民への周知は広報紙が基本となります。この場合、政策等の策定等の意思決定の日と広報紙の発行日が同日にならないことが想定されることから、公表期間は広報紙の発行日から起算して30日間（年末年始を除く。）を確保します。なお、市のホームページと情報公開コーナーにおいては、引き続き、第9に規定する情報提供により閲覧できるように対応します。
- ⑨ 条例案に対する意見の公表については、議案を公表するとき（議案を議会に送付する日）とします。この場合、公表の期間は、条例が公布された日から起算して30日間（年末年始を除く。）を確保します。

## 第9 実施状況等の情報提供

市長は、パブリックコメントの実施状況等を取りまとめ、市のホームページに掲載等を行い、市民等に情報提供するものとする。

### 【考え方】

パブリックコメントの対象となる政策等については、企画担当課において、実施状況等を取りまとめ、市のホームページに掲載し、広く市民等に情報提供します。

### 附則

この指針は、平成21年10月30日から施行する。

### 附則

この指針は、平成23年1月12日から施行する。